

西町校区コミュニティ連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、西町校区コミュニティ連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民や団体の参画と協働の推進を図りながら、自主的、自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 西町校区の課題解決に関する事業
- (2) 西町校区の地域コミュニティの活性化に関する事業
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

2 本会は、宗教的活動、政治的活動、暴力的行為等を行わない。

(構成)

第4条 本会の構成員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 別表に掲げる自治会等地域の各種団体
- (2) 本会の趣旨に賛同し参加を希望する個人及び団体

2 前項の規定に関わらず、暴力団等の反社会的勢力と関連のある団体又は個人は、本会の構成員となることができない。

(区域)

第5条 本会の活動区域は、概ね西町小学校区とする。

(事務所及び事務局)

第6条 本会の事務所は、緑が丘地区ふれあいセンター（長崎市白鳥町3番9号）内に置く。

2 本会の事務局を事務所内に置き、事務局は庶務及び会計業務等、本会の事務を行う。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名

- (4) 監事 2名
- (5) 理事 若干名

2 事務局長を除く役員は、別表に定める構成団体の代表者等の中から総会において選出するものとする。

3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって副会長がその職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務を総括する。

4 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

5 理事は、本会の運営に関する事項の審議等を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期が満了した後において、後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会及び事業会議とする。

2 総会及び理事会は会長が招集し、議長となる。事業会議は、その事業会議において選出されたものが招集し、議長となる。

3 会議は、会議の構成員の過半数の出席により成立する。

4 議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(会議議事録)

第11条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議の構成員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 総会の議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(会議及び議事録の公開)

第12条 西町校区の住民は、会議を傍聴することができる。

2 西町校区の住民が、会議の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(総会)

第13条 総会は、別表に定める構成団体の代表者等及び役員をもって構成する最高の決議機関で、毎年1回開催する定期総会のほか、会長が必要と認めた場合又は総会構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算の決定及び決算の承認に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他、本会の運営に関すること。

(理事会)

第14条 理事会は、第7条に定める役員(監事を除く。)をもって組織し、会長が必要と認める場合に開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事業会議)

第15条 本会の事業計画に基づく事業実施に関することを協議するため、事業会議を開催する。

2 事業会議は、理事会で指名する者で構成する。

(情報共有)

第16条 本会の事業に関することについては、構成員間での情報共有を図る。

(事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画及び予算は、理事会で承認し総会の議決を経なければならない。

(事業報告、決算及び監査)

第18条 本会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、会計年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、総会の議決を経なければならない。

(経費)

第19条 本会の経費は、交付金、負担金、寄付金その他の収入を持って充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿等の整備及び公開)

第21条 本会は、会計に関する帳簿等を整備しなければならない。

2 西町校区の住民が、会計に関する帳簿等の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

本会は、令和元年6月15日をもって設立し、この規約は、設立日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表

①西町校区連合自治会	②社会福祉協議会西町支部
③西町地区民生委員児童委員協議会	④緑が丘中学校区青少年育成協議会西町支部
⑤西町小学校子どもを守るネットワーク	⑥緑が丘中学校
⑦緑が丘中学校 PTA	⑧西町小学校
⑨西町小学校育友会	⑩学校法人長崎南山第二学園
⑪西浦上保育園	⑫学童保育どんぐり会
⑬長崎市婦人会西町地区	⑭緑が丘地域包括支援センター
⑮医療法人友愛会田川療養所	⑯消防団第2分団
⑰長崎市交通指導員	⑱浦上地区少年補導員
⑲交通安全協会西町支部	⑳緑が丘地区ふれあいセンター